

静岡県告示第198号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年3月15日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N-（1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名ADB-BUTINACA）	令和3年3月16日
1-〔1-（3-フルオロフェニル）シクロヘキシル〕ピペリジン及びその塩類（通称名3F-PCP、3-Fluoro-PCP）	令和3年3月16日
3-〔2-〔エチル（プロピル）アミノ〕エチル〕-1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類（通称名4-AcO-EPT）	令和3年3月16日
エチル=（R）-2-（4-フルオロフェニル）-2-〔（R）-ピペリジン-2-イル〕アセテート、エチル=（S）-2-（4-フルオロフェニル）-2-〔（S）-ピペリジン-2-イル〕アセテート及びそれらの塩類（通称名threo-4-Fluoroethylphenidate）	令和3年3月16日
エチル=（R）-2-（4-フルオロフェニル）-2-〔（S）-ピペリジン-2-イル〕アセテート、エチル=（S）-2-（4-フルオロフェニル）-2-〔（R）-ピペリジン-2-イル〕アセテート及びそれらの塩類（通称名erythro-4-Fluoroethylphenidate）	令和3年3月16日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。